

期日指定定期預金規定

(2024年7月1日現在)

2024年7月1日より証書式定期預金の新規取扱いを終了しています。



1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口1円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

- (1)この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2)満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳・証書記載の据置期間満了日）から通帳・証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるとときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3)満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4)指定された満期日から1か月経過しても解約されなかつたときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3. (証券類の受け入れ)

- (1)小切手その他での証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受け入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (利息)

- (1)この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ①1年以上2年未満 通帳・証書記載の「2年未満」の利率
- ②2年以上 通帳・証書記載の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」といいます。)

- (2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ①6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ②6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- ③1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- ④1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- ⑤2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- ⑥2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

- (4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (2)この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳・証書とともに当店に提出してください。

- (3)この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳・証書とともに当店に提出してください。

- (4)前3項の払戻しの手順に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

- (5)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信し、通常到達した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

- ②この預金の預金者が前項第1項に違反した場合

- ③この預金が本邦又は外国の法令・規制や公序良俗に反する行為を利用され、又はそのおそれがあると認められる場合

- ④法令で定める本人確認等における確認事項、及び第5の2条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

- ⑤第5の2条第1項から第3項までのいずれかの定めに基づく取引の制限が1年以上に亘って解消されないと

- ⑥この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

- (6)次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜する者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が經營を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を被らせる目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

5の2. (取引の制限等)

(1)当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく当行が指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し、振込金の受け入れ等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を、当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が経過した場合、入金、払戻し、振込金の受け入れ等を一部制限する場合があります。

(3)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し、振込金の受け入れ等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(4)前記の第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6. (成年後見人等の届け出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出してください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出してください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出してください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出してください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届け出してください。

(5)前4項届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1)通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出してください。

(2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3)通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4)当行にお持ちの口座の通帳・契約の証・各種カードを再発行する場合には、当行に過失がある場合を除き、当行所定の手数料をいただきます。

(5)預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出してください。

8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盜取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. (盗難通帳・証書による払戻し等)

(1)盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示している

- こと
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日）にその事が継続している期間を加えた日数とします。前の日以降になされた払戻しの額および手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかるはずであるものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかるはず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
- C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ②通帳・証書の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6)当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- 10. (譲渡、質入れの禁止)**
- (1)この預金および通帳・証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
- 11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)**
- (1)第2条第1項および第2項にかかるはず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしも第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳・証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合にはおもと相殺することができるものとします。
- 12. (反社会的勢力との取引拒絶)**
- この預金口座は、第5条第6項各号のいずれにも該当しない場合に開設および利用をすることができ、第5条第6項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設および利用をお断りするものとします。
- 13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**
- 当行は、この預金に係る休眠預金等活用法にもとづく異動事由を当行ウェブサイトに掲示します。
- 14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**
- (1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定めた事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達し

た場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日
②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと
当該事由が生じた期間の満期日

- (a) 異動事由
(b) 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
当該支払停止が解除された日
- ④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
当該手続が終了した日
- ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）
当該入出金が行われた日
- ⑥「香川総合口座規定」にもとづく他の預金について、各号に掲げる事由が生じたこと
または入出金が行われないことが確定した日

他の預金に係る最終異動日等

- 15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)**
- (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、第1項の場合において、次の掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るもの）を除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4)当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求すること約します。
- ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託をうけていること
 - ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合は、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- 16. (規定の変更)**
- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更是、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

自動継続期日指定定期預金規定

(2024年7月1日現在)

2024年7月1日より証書式定期預金の新規取扱いを終了しています。

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは一口1円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. (自動継続)

- (1)この預金は、通帳・証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

3. (預金の支払時期等)

- (1)この預金は、次の定める満期日以後に支払います。
 - ①満期日に指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後への応当日（通帳・証書記載の据置期間満了日）。継続をしたときはその継続日の1年後への応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2)指定された満期日から1か月経過しても解約されなかつたときは、満期日の指定はなかつたものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときは同様とします。
- (3)継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかつたものとされたときは預金の全部について、引き続き自動継続の取扱いをします。

4. (証券類の受入れ)

- (1)小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

5. (利息)

- (1)この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ①1年以上2年未満 通帳・証書記載の「2年未満」の利率
 - ②2年以上 通帳・証書記載の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」という。)
- (2)継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3)継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に対応して入金または元金に組み入れます。
- (4)指定された満期日から1か月以内に解約する場合は継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5)この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合は第6条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満	解約日における普通預金の利率
②6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

- (6)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約・書替継続)

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳・証書とともに当店に提出してください。
- (3)この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳・証書とともに当店に提出してください。
- (4)前3項の払戻しの手順に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (5)各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあって発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになつた場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになつた場合
 - ②この預金の預金者が11条第1項に違反した場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④法令で定める本人確認等における確認事項、及び第6条の2第1項もしくは第2項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

- ⑤第6条の2第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
⑥この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合。

- (6)各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ②預金者が、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ぼうごろまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いたりは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

6の2. 取引の制限等

- (1)当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2)日本国籍を保有せざる本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保有している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が経過した場合、入金、払戻し等を一部制限する場合があります。

- (3)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (4)第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

7. (成年後見人等の届け出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出してください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出してください。

- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出してください。

- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出してください。

- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届け出してください。

- (5)前4項届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出してください。

- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- (3)通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (4)当行にお持ちの口座の通帳、契約の証、各種カードを再発行する場合には、当行に過失がある場合を除き、当行所定の手数料をいただきます。

- (5)預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出してください。
9. (印鑑照合)
払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。
10. (盜難通帳・証書による払戻し等)
(1)盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 ①通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事實を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）。前の日以降になされた払戻しの額および手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
 ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者が過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 A当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 B預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家庭使用人（家庭全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 C預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 ②通帳・証書の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じたときはこれに付随して行われたこと
- (5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6)当行が第2項の規定にともづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
11. (譲渡、質入れの禁止)
(1)この預金および通帳・証書は、譲渡または質入れすることはできません。
 (2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
12. (保険事故発生における預金者からの相殺)
(1)第3条第1項および第2項にかかるわざ、この預金は、満期日が未到来であつても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳・証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算
- 実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
13. (反社会的勢力との取引拒絶)
この預金口座は、第6条第6項各号のいずれにも該当しない場合に開設および利用をすることができ、第6条第6項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設および利用をお断りするものとします。
14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)
当行は、この預金に係る休眠預金等活用法にもとづく異動事由を当行ウェブサイトに掲示します。
15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
(1)この預金について、休眠預金活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 ①当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあつた日
 ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合は当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいちずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することになった日
- (2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、各号に定める日とします。
 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと
 当該事由が生じた期間の満期日
- (a) 異動事由
 (b) 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合は当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいちずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 ③法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
 当該支払停止が解除された日
 ④この預金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
 当該手続が終了した日
 ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）
 当該入出金が行われた日
 ⑥「香川総合口座規定」にもとづく他の預金について、各号に掲げる事由が生じたこと
 または入出金が行われないことが確定した日
- 他の預金に係る最終異動日等
16. (休眠預金等代替金に関する取扱い)
(1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構にに対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
 (2)前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
 (3)預金者等は、第1項の場合において、次の掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委託します。
 ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であつて法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
 (4)当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託をうけていること
 ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構にに対する休眠預金等代替金の支払を請求すること
 ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
17. (規定の変更)
(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
 (2)前項の変更是、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上